

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせる島根
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	8 食の安全の確保
事務事業名		安全で美味しい島根の県産品認証事業
<p>1. 趣旨</p> <p>平成21年に創設した「安全で美味しい島根の県産品認証（美味しまね認証）制度」の普及を通じて、安全で高品質な農林水産物を生産する取り組みを消費者に伝え、消費者の安心と信頼を確保し、市場競争力を高めると共に、生産者の意欲や生産技術レベルの向上を図る。</p>		
<p>2. 事業概要</p> <p>(1) 審査・認証事務</p> <p>①認証基準や認証の適否を判断する外部委員による審査委員会及び認証制度運営の在り方などを評価、検証する検証委員会を開催する。また、審査委員会の下部組織として専門部会を設け、認証基準等の策定、内容検討を行う。</p> <p>②今後想定される認証審査や監査業務の増大することによる審査体制のあり方を検討する。</p> <p>(2) 認証産品生産拡大対策</p> <p>①認証産品の増大を図るため、普及員等のスキルアップを図る。</p> <p>②地域の実情にあったきめ細かい指導を可能とするため、地域単位での推進研修等を実施する。</p> <p>(3) 認証制度認識醸成推進</p> <p>①認証取扱店の設置等、消費者への制度浸透と信頼性の醸成を図る。</p> <p>(4) 認証制度信頼確保対策</p> <p>①認証産品の残留農薬等を分析し、生産工程管理が確保されているかを確認し公表することで、制度の信頼性確保の促進を図る。</p> <p>(5) 美味しまね認証消費者PR促進費</p> <p>①消費者へのより一層の情報発信を行うことにより、制度の一層の普及推進を図る。</p>		
<p>3. 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4. 当初予算額</p> <p>13,892千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	8 食の安全の確保
事務事業名		家畜伝染病予防事業
<p><b>1 趣旨</b>                  家畜伝染病予防法に基づいて、家畜伝染病の発生及びまん延防止を図るために、サーベイランスによる監視と病性鑑定による疾病の早期発見に努める。                  また、飼養衛生管理基準による農家指導を行い発生予防を図るとともに、防疫演習等の開催により関係団体等を含めた危機管理体制を確立する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 家畜伝染病予防事業                  家畜伝染病の発生を予防し、発生時のまん延防止のため、県内家畜に対してサーベイランスや病性鑑定を実施する。</p> <p>(2) 高病原性鳥インフルエンザ危機管理対策事業                  高病原性鳥インフルエンザの清浄性を確認し、予防対策を指導するために養鶏農家に対し、定期検査と巡回指導を実施する。</p> <p>(3) 家畜伝染病まん延防止事業                  監視伝染病発生時の対応について、関係機関による協議・調整を行い、防疫体制の円滑化を図る。</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>39,022千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	8 食の安全の確保
事務	事業名	家畜伝染病予防事業（高病原性鳥インフルエンザ防疫対策緊急支援事業）
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>県内の採卵養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、今後、県内養鶏農場へのウイルスの再侵入を防止するため、養鶏農場における防鳥ネット等の整備による野鳥等の侵入防止対策、消毒装置等の防疫資機材の導入によるウイルス侵入防止対策を緊急的に図る必要がある。</p> <p>そこで、養鶏農場及び少羽数飼養者における高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に必要な資機材の整備等に対して、緊急的に支援を行うことで、地域全体の防疫体制を強化し、安全な県内産の鶏卵・鶏肉の生産を図る。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 養鶏農場（100羽以上）における防疫対策</p> <p>1) 野鳥や野生動物の侵入防止対策及び消毒装置等の防疫資機材の導入経費</p> <p>ア 防鳥ネット等の設置</p> <p>イ 動力噴霧機等の整備</p> <p>2) 補助率等</p> <p>国：1/2（消費・安全対策交付金）</p> <p>県：1/3</p> <p>事業実施主体：1/6</p> <p>3) 事業実施主体</p> <p>生産者団体、農業協同組合、自衛防疫団体等</p> <p>(2) 少羽数飼養者（100羽未満）における対策</p> <p>1) 野鳥や野生動物の侵入防止対策</p> <p>ア 防鳥ネットの設置</p> <p>市町村が取りまとめた防鳥ネット緊急調査に基づき、県から市町村を通じて飼養者に必要な防鳥ネット設置のための資材費を補助する。</p> <p>2) 補助率等</p> <p>県：5/6</p> <p>事業実施主体：1/6</p> <p>3) 事業実施主体</p> <p>市町村等</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>生産者団体、農業協同組合、自衛防疫団体、市町村等</p>		
<p><b>4 当初予算額</b></p> <p>80,000千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせる島根
発展	政策名	1 安全対策の推進
計画	施策名	8 食の安全の確保
事務事業名		食品流通対策事業
<p>1 趣旨</p> <p>食品の偽装表示問題など食の安全性に対する消費者の信頼が揺らいでいるなか、消費者と食品を直接繋ぐ情報源である「食品の表示」は、ますますその重要性を高めている。</p> <p>このため、食品関連事業者に対して、JAS法等で規定される食品表示の正しい理解を深めるとともに食品表示の適正化を推進する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 啓発事業</p> <p>食品表示基礎セミナー等各種研修会を開催するとともに、出前講座の実施や食品表示関係課(薬事衛生課、食料安全推進課等)が共同で運営するHP(島根県食品表示ポータルサイト)を活用し、食品の適正表示の啓発を図る。</p> <p>(2) 相談事業</p> <p>専属スタッフ(食品表示アドバイザー)を配置し、食品事業者からの食品表示に係る相談業務を実施する。</p> <p>(3) 監視事業</p> <p>県内店舗に対して随時店頭調査等を行い表示の実態を把握するとともに、県民等から寄せられた疑義情報に対し調査・指導を行う。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>3, 932千円</p>		

【食料安全推進課】

[その他事業]

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
発展	政策名	1 安全対策の推進		
計画	施策名	8 食の安全の確保		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
「しまねの農産物」安全・安心システム推進事業		7,330千円	消費者が安心して県内農林水産物を購入できるように、生産段階での安全確保を図り、消費者自らがその情報を入手できる仕組みを構築する。	県
農業環境対策事業		8,529千円	植物防疫法に基づき、有害動植物の発生予察と効率的な防除指導を実施する。また、農薬取締法に基づき、適正な販売・使用を徹底するとともに、マイナー作物の農薬登録の拡大を図る。	県
土壌環境対策事業		1,512千円	「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、対策地域における土壌中の特定有害物質による汚染状況を常時監視する。また、軟弱野菜に含まれる硝酸塩の低減化対策を確立し、本県野菜の品質向上に努める。	県
家畜衛生推進事業		9,591千円	家畜衛生の推進による事前防疫体制の確立及び畜産物の安全性の確保を図るため、HACCP方式の導入推進やモニタリング検査を実施する。	県
BSE検査体制確立事業		15,565千円	牛海綿状脳症(BSE)対策特別措置法に基づく24ヵ月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査を実施する。	県
飼料の安全性確保及び品質の改善に関する事務		333千円	「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、飼料の販売業者への立入検査など生産流通に係る調査、取去検査を行うとともに、飼料の安全性等に関する情報交換、牛用飼料の抽出検査を行う。	県
島根県獣医師確保緊急対策事業		16,800千円	将来島根県職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生に対し、修学資金を貸与することにより、県の機関において必要な獣医師を確保し、もって県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実を図る。	県

総合 発展 計画	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね		
	政策名	1 安全対策の推進		
	施策名	8 食の安全の確保		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
家畜疾病危機管理対策事業		196,500千円	口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜疾病発生時において、迅速に対応するための危機管理対策経費を措置する。(初動防疫経費、損失補償経費)	県
米トレーサビリティ体制整備事業		5,896千円	平成23年7月に完全施行される米トレーサビリティ法(正式名称:「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」)に基づき、米穀の「適正な取引記録」及び「産地情報の伝達」が、行われるよう啓発・指導する。	県